

京都市土地区画整理事業移転資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第51号

京都市土地区画整理事業移転資金融資規則の一部を改正する規則

京都市土地区画整理事業移転資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第2号様式及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改め、
「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)